

# 八世紀の寺院による土地領有と国家

三河雅弘

讃岐国山田郡弘福寺領の実態と国家の土地把握

The Temple's Field Assessed by the Japanese Government in the 8th Century

MIKAWA Masahiro

はじめに

① 讃岐国山田郡弘福寺領と山田郡田図

② 山田郡田図に記載された弘福寺領

③ 国家による寺領の把握とその展開

おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、八世紀以前に成立した寺領の八世紀における実態を解明し、さらに、それと国家による土地把握との関係を検討したものである。

これまでの研究は、八世紀初頭における寺領の実態や、同時期の国家による土地把握との関係について、主に八世紀中頃以降に作成された史料を軸に検討してきた。あわせて、八世紀の土地把握方法について条里地割の存在を前提に構築してきた。しかし、八世紀中頃以降の史料はあくまでも、その時点における状況を示した史料であることは留意される。また、土地把握方法についても、八世紀の広範な条里地割施工は想定できないことが近年の発掘成果によって示され、修正を求められている。

そこで本稿は、八世紀以前に成立した寺領である讃岐国山田郡弘福寺領を検討対象とした。同寺領は八世紀初頭から中頃かけての史料に恵まれており、同時期における寺領の実態や国家による土地把握との関係を理解していく上で、有効な事例である。国家による土地把握については、国家が班田作業時に設定した一町の方格網の存在に

注目し、それをもとに検討を進めた。検討の結果、次のことを明らかにした。

八世紀の讃岐国山田郡弘福寺領は、田および田以外の地目などから構成されていた。八世紀初頭の国家は田記を作成し、同寺領における田の面積のみを把握していた。その後、国家は、八世紀中頃までに、一町の方格網による班田作業結果を記した班田図をもとに、田の所在確認を含めた把握を行っていった。これは成立が古い他の寺領に対しても同様に行われていたと想定される。さらに、八世紀中頃に入ると、寺院縁起資財帳の整備を通じて、田だけでなく田以外の地目などを含む地、すなわち寺領全体の把握へ向かっていった。

このように、八世紀初頭から中頃の国家は、寺領に対して田のみの把握から田だけでなく地の把握を展開していった。そして、国家は、こうした土地把握の展開をもとに、その後、寺院による班田を含めた新たな土地領有に対する認定や把握をしていった。

【キーワード】 古代国家、土地把握、班田作業、寺院の土地領有、田と地

## はじめに

古代日本における寺院の土地領有は、少なくとも七世紀段階までさかのぼることがはやくより指摘されている。竹内理三は、成立が古い寺田などの存在から寺院の土地領有について言及している<sup>(1)</sup>。また、水野柳太郎は、天平一九年(七四七)大安寺縁起資財帳<sup>(2)</sup>などを検討し、大宝律令施行以前における寺院の土地領有を明らかにしている<sup>(3)</sup>。

しかし、その後の研究では、上記の寺院の土地領有について検討されることが少なかった。寺院の土地領有に関しては、八世紀中頃以降に成立した墾田を核として構成された、いわゆる「初期荘園」を中心に検討が進められた。研究がこのように傾倒した背景には、古代日本の土地制度に対する当時の理解があったと考えられる。すなわち、天平一五年の墾田永年私財法施行<sup>(4)</sup>などにもなう墾田増加によって、「公地公民制」から「荘園制」へ移行したとする理解である。「初期荘園」の検討は、「公地公民制」の崩壊過程を明らかにする上で重要な研究課題とされていった。

このような研究状況のなかで、石上英一によって、寺院の土地領有に関して問題提起が示された<sup>(5)</sup>。石上は、国家による土地支配が、むしろ墾田永年私財法以降に強化されたとする見解<sup>(6)</sup>をふまえた上で、八世紀初頭から存在していた、寺院の土地領有をあらためて位置づけ直す必要性を指摘している<sup>(7)</sup>。現在では、石上の問題提起をうけて、寺院縁起資財帳などをはじめとした関連史料が再検討され、寺院の土地領有について新たな研究成果が示されている<sup>(8)</sup>。

しかし、このように研究は進展したものの、課題が残されている。八世紀初頭における寺院の土地領有の実態やそれらと国家との関係についてである。これまでの研究では、史的な制限もあり、主に八世紀中頃

以降に作成された史料から推定されてきた。しかし、留意しなければならないのは、これらの史料の記載は、あくまでも八世紀中頃以降における寺院の土地領有やその状況を示したものであるという点である。上記の課題を明らかにするためには、八世紀初頭から中頃までの史料を軸にした検討をしなければならない。また、史料の検討にあたっては、それぞれの性格や機能についても考慮する必要があると考える。

くわえて、八世紀における国家が行った土地の面積測量や所在確認に関してのこれまでの理解にも問題がある。

これまでの理解は、近年まで確認できた条里地割と呼ばれる一町方格(一辺約一〇九m)による土地割の存在を前提にしてきた。すなわち、八世紀初頭までの間に、国家が広範に条里地割を施工し、それらをもとに土地の面積測量や所在確認をしていたと考えてきた。

しかし、この理解には修正が必要になってきている。昭和五〇年代(一九七五)以降の発掘成果によって、条里地割の多くは、一〇～一二世以降に施工されたことが示された<sup>(9)</sup>。これにより、条里地割が八世紀段階において広範に施工されたとは考えられなくなったのである<sup>(10)</sup>。

筆者は、こうした条里地割施工時期に関する研究動向をふまえた上で、八世紀中頃における寺領を記載した図や券文などの分析を通じて、国家による土地の面積測量や所在確認などを含めた土地把握方法について検討した<sup>(11)</sup>。

ここでは、八世紀中頃の国家が、現地に一町の方格網を設定して班田作業を行い、班田図を作成することで田を把握していたこと。さらに、班田図にもとづき作成された図や券文をもとに、田や田以外の地目などを含む地を把握していたことを明らかにした<sup>(12)</sup>。

また、このような土地把握のもとになった一町の方格網の存在が、八世紀初頭にまでさかのぼることも確認した。田令田長条「凡田、長卅歩、広十二歩為段、十段為町」<sup>(13)</sup>の規定は、従来、条里地割に関わる規定とさ

れてきた。しかし、これは一町内の面積測量を規定したものと考えられる。

一町の方格網は、土地の収穫量および面積を測量するための基準枠であり、土地の所在を確認するための座標軸であると定義することができ(14)。そして、条里地割は一町の方格網あるいは班田図との関わりの方格網で施工されていったと推定できる。

このように、八世紀における国家は、班田作業時において現地に一町の方格網を設定し、それにもとづいて土地を把握していたと考えられる。

本稿は、以上の問題意識および新たな知見にもとづき、あらためて八世紀における寺院の土地領有と国家による土地把握について検討するものである。その際に主な検討対象とするのが讃岐国山田郡弘福寺領である。弘福寺は、七世紀後半頃に齊明天皇の追福を契機として飛鳥川原に創建された官大寺である。

讃岐国山田郡弘福寺領には、八世紀初頭の状況を示した史料として次のものがある。

まず、和銅二年(七〇九)一〇月二五日弘福寺田畠流記写(15)である。同史料は国家が弘福寺の田・陸田を記載した田記の写しである(以下、弘福寺田記とする)。そこには讃岐国山田郡における弘福寺田が記載されている(17)。また、天平七年(七三五)一二月一五日の年紀をもつ讃岐国山田郡田図と称される図がある(以下、山田郡田図とする)。同図には、弘福寺領の具体的な土地利用などが記載されている(19)。

注目されるのは、上記の史料がいずれも国家との関わりの中で作成されている点である。和銅二年の弘福寺田記は、国家が作成した田記の写しであった。田記については、班田に先立つ校田作業と関わって作成されたことが指摘されている(20)。また、天平七年の山田郡田図についても、国家が行った班田作業と関わっていたことが確認できる。両史料は、八世紀初頭から中頃にかけての国家による土地の把握を明らかにする上

で、重要な史料であると考えられる。

このほか、讃岐国山田郡弘福寺領については、天平宝字五年(七六一)の寺田校出を記録した史料をはじめ、八世紀中頃以降の史料などにも恵まれている。

本稿では、まず讃岐国山田郡弘福寺領の実態を明らかにし、弘福寺領と国家との関係について検討する。その上で、八世紀において寺院の土地領有に対して展開していった、国家による把握の具体像を明らかにする。

## ① 讃岐国山田郡弘福寺領と山田郡田図

讃岐国山田郡弘福寺領の概要についてみていくことから始める。

史料一に示した和銅二年(七〇九)の弘福寺田記は、讃岐国山田郡弘福寺領に関して、最も古い情報を記載したものである。

史料一(21)

弘福寺(川原)

田壹伯伍拾捌町肆段壹伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町漆段参歩

大倭國(廣瀬郡大豆村田貳拾町玖段貳拾壹歩)

(山邊郡石上村田貳拾捌町肆段壹伯肆拾陸歩)

(葛木下郡成相村田壹町貳段参拾貳歩)

(高市郡寺邊田参町参段参拾玖歩)

(陸田壹拾壹町玖段壹伯貳歩)

(内郡二見村陸田陸段)

河内國(若江郡田壹拾町陸段)

(壹伯肆拾歩)

山背國〈久勢郡田壹拾町貳伯參拾捌歩〉

〔陸田參拾漆町壹段貳伯陸拾壹歩〕

〔中略〕

讃岐國〈山田郡田貳拾町〉

和銅二年歲次己酉十月廿五日正七位下守民部大録兼行陰陽歷博

士山口伊美吉田主

從三位行中納言阿倍朝臣宿奈麻呂 正八位上守少史勳十等佐伯造足嶋

從三位行中納言兼行中務卿勳三等小野朝臣毛野 從六位下守大史佐伯

直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣萬呂 正八位下守大録船連大魚

正五位下守左中辨阿倍朝臣〈使〉

從五位下守左少辨賀毛朝臣〈使〉

從五位上行治部少輔采女朝臣比良夫

正五位下民部大輔佐伯宿禰石湯

〔なお、本稿では以下の史料凡例を用いる。□は一字分欠損。「」は字数不明欠損。〈〉は細字。「」は別筆。、は合点。、は朱合点。〔 〕は翻刻者・筆者注。〕

これをみると、「讃岐國〈山田郡田貳拾町〉」とあり、和銅二年段階において讃岐國山田郡に二〇町の寺田が存在していたことがわかる。

第1図に示した天平七年の年紀をもつ山田郡田図は、和銅二年の弘福寺田記載寺田にくわえてそれ以外の地目や土地利用などを記載した図である。図によれば、弘福寺領は、「」夫十町「」在「」すなわち一〇町の方格を隔てた、南と北に位置する二つの地区から構成されていたことがわかる（以下、南地区、北地区とする。なお、山田郡田図は南を天としている）。

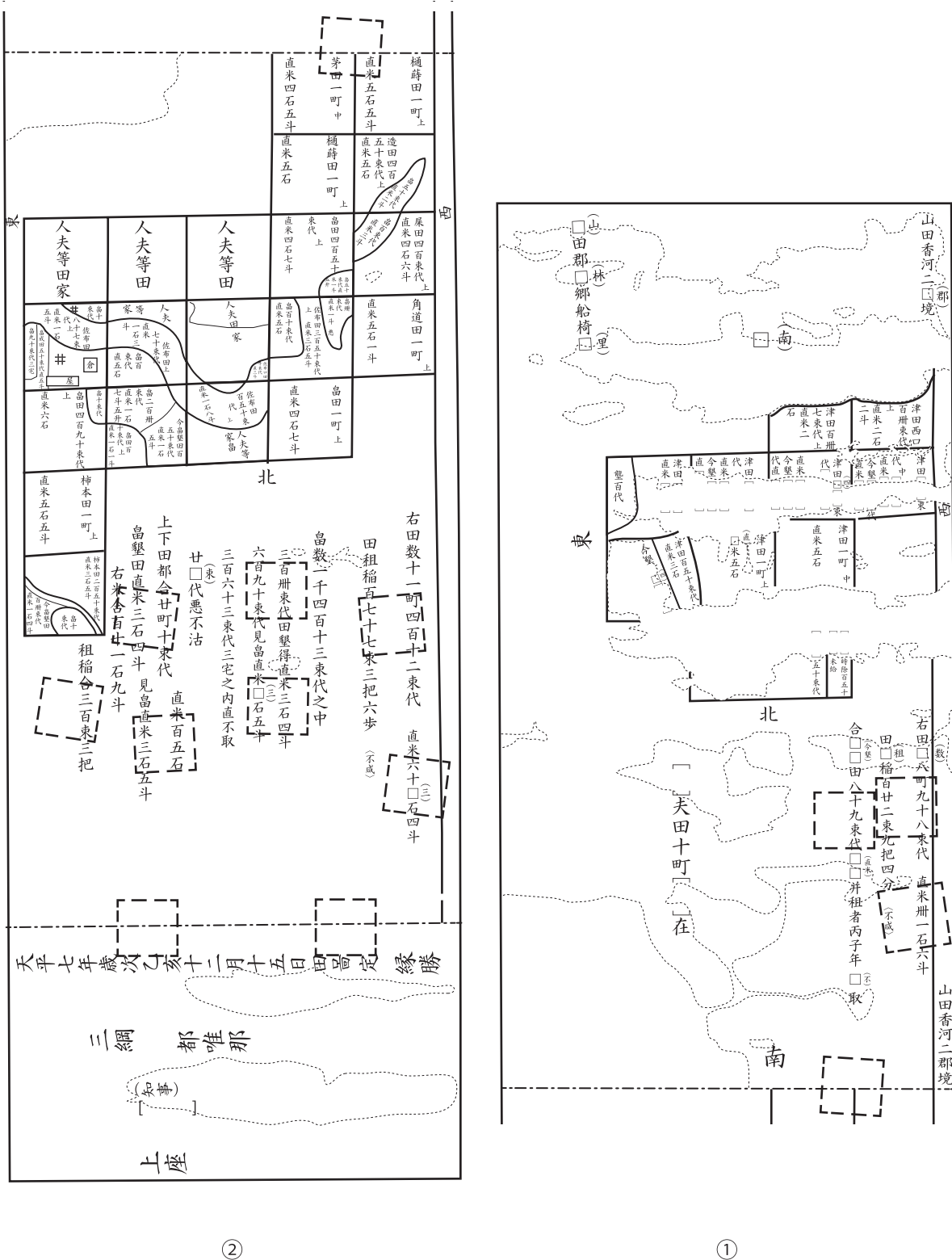
さらに同図には、弘福寺領の所在地に関する記載もある。図の南地区部分左上端にある「□田郡□郷船椅□」の記載である。これは「山田郡林郷船椅里」と推定されている。<sup>(23)</sup>くわえて図右側に南地区から北地区にかけて直線が引かれ、その脇に「山田香河二郡境」の記載が二方所ある。林郷は『和名類聚抄』に山田郡の郷名と記載されており、現在の高松市林町が遺称地名であると考えられる。また林町の西側には直線的な境界が確認できる。これは山田郡と香川郡の旧郡境である。同図記載の「山田香河二郡境」はこの郡境を表現していることがわかる。以上の点から、讃岐國山田郡弘福寺領は現在の高松市林町・木太町付近に比定されている。第2図は比定地付近を示した図である。

弘福寺領の詳細な現地比定については、いくつかの説が提示されている。はやくは高重進が山田郡田図の北地区を長池付近（現高松市林町・多肥町）とする比定案を示した。<sup>(24)</sup>その後、米倉二郎が、北地区を新池付近（現高松市木太町・林町）に比定し、南地区を池大池付近（現高松市林町）に比定した。<sup>(25)</sup>米倉は、天平宝字七年（七六三）一〇月二九日讃岐國山田郡弘福寺田内校出田注文（後掲史料三）<sup>(26)</sup>記載の条里呼称が、山田郡田図の記載範囲に収まるとする福尾猛市郎の指摘をもとに比定を行った。<sup>(27)</sup>この比定案は、その後の研究によって部分的に修正されているもの<sup>(28)</sup>、継承されている。<sup>(29)</sup>

しかし、弘福寺領の現地比定についてはいまだ確定していない。条里呼称に関わる遺称地名が少なく、現地比定の前提である山田郡条里の里区画や各条一里の起点などの復原には、依然として問題が残されているためである。近年では、木下晴一によって北地区を木太町付近とし、南地区を林町付近とする新案が出されている。<sup>(30)</sup>これは比定地周辺の微地形復原と考古学の発掘成果をふまえたものである。<sup>(31)</sup>

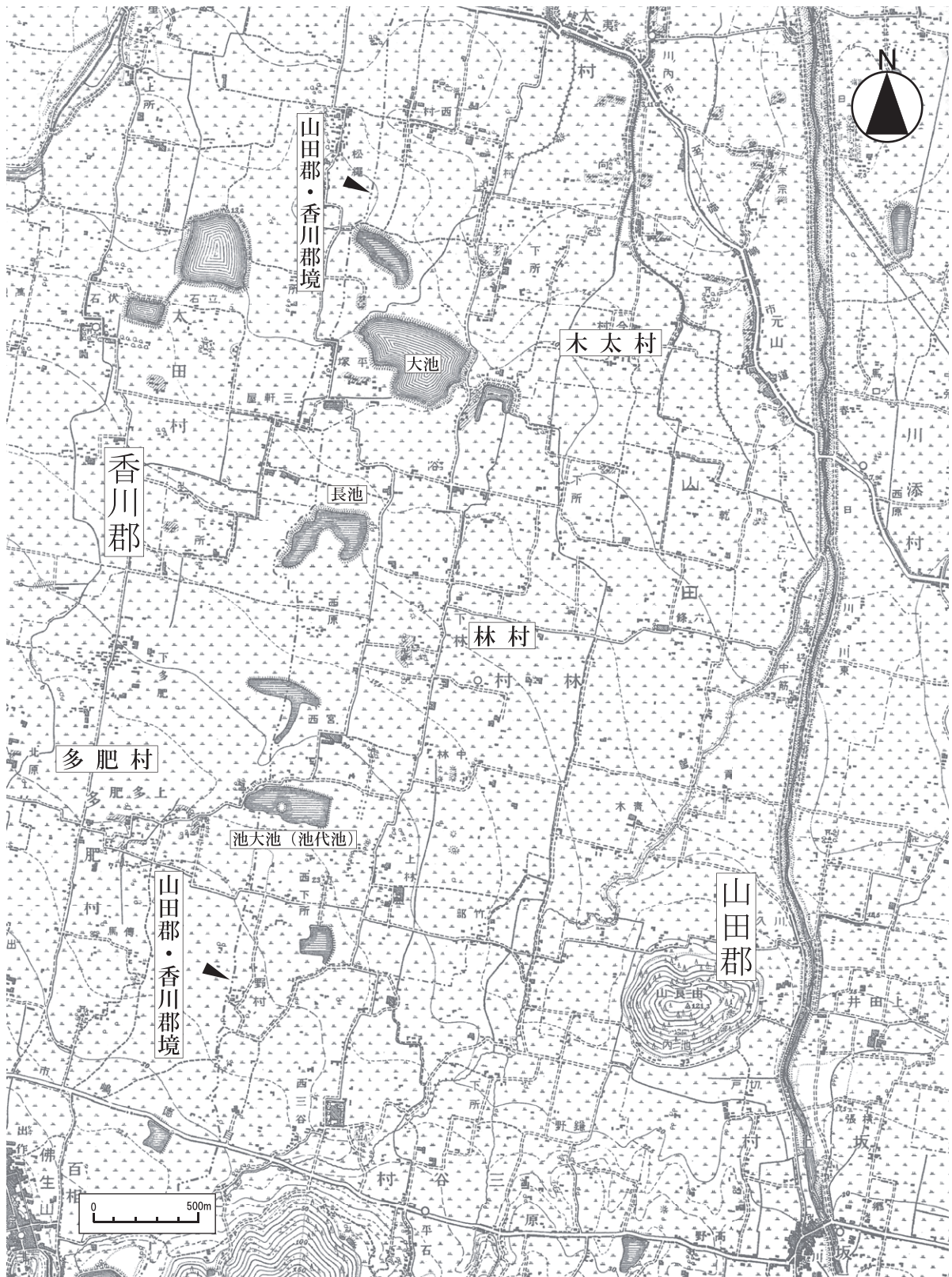
さて、弘福寺領の実態については、これまで山田郡田図の記載内容をもとに検討されてきている。図の記載内容については前述の福尾<sup>(32)</sup>をはじ





第1図 讃岐国山田郡田図のトレース図

図全体を分割掲載。一点鎖線は紙継。破線四角囲みは印。点線は欠損部分。彩色は第3図に記載。  
 図作成には註(17)石上英一論文および註(18)東京大学史料編纂所編文献所収写真を参照・利用。



第2図 讃岐国山田郡弘福寺領の比定地付近

ベースマップは明治二九年（一八九六）測図正式二万分の一地形図「百相」

めとして、石上英<sup>(33)</sup>や金田章裕<sup>(34)</sup>などによる詳細な整理がある。ここでは、それらの研究が導き出した成果をふまえた上で、あらためて図の記載内容さらには図の性格をみていく。

山田郡田図は三紙から構成されている<sup>(35)</sup>。第一紙と第二紙には図および集計が記載されている。第三紙には年紀と署名などが記載されている。くわえて、同図は集計部分と紙継部分などに「弘福之寺」印が捺されている。

図の署名部分には、図定をした縁勝の署名があり、その後に弘福寺三綱の僧職名が記載されている。このことから山田郡田図は、弘福寺が寺領検注のために作成した図であると判断できる。

集計部分は、次に示すように南・北それぞれの地区単位の合計と両地区の合計が記載されている<sup>(36)</sup>。

(南地区集計)

右田<sup>(敷)</sup>□八町九十八束代 直米卅一石六斗  
 田<sup>(租)</sup>□百廿二束九把四分 〈不咸〉  
 合<sup>(今墾)</sup>□□田八十九束代<sup>(直米)</sup>□□并租者丙子年<sup>(不)</sup>□取

(北地区集計)

右田数十一町四百十二束代 直米六十<sup>(三)</sup>□石四斗  
 田租稲百七十七束三把六分 〈不咸〉  
 畠数一千四百十三束代之中  
 三百卅束代田墾得 直米三石四斗  
 六百九十束代見畠直米<sup>(三)</sup>□石五斗  
 三百六十三束代三宅之内直不取  
 廿<sup>(三)</sup>□代悪不沽

(両地区集計)

上下田都合廿町十束代 直米百五十  
 畠墾田直米三石四斗 見畠直米三石五斗  
 右米合百一十一石九斗  
 租稲合三百束三把

集計は「田」と「畠」毎にまとめられている。「田」に関しては面積、田租および直米に関する情報などが記載されている。「畠」に関しては面積および直米に関する情報が記載されている。

集計にみられる一町以下の単位を「束代」を用いて表記する記載（一町〓五〇〇束代）は、前述した田令規定とは異なる表記である<sup>(37)</sup>。この表記は図部分にも用いられている<sup>(38)</sup>。

図の部分には、一町を単位とする方格が記載されている。方格毎に土地利用や直米などの情報が記載されている。

土地利用は彩色が用いられている。彩色は、茶褐色、白緑、赤褐色である。土地利用の境界は線などによって区別されている<sup>(39)</sup>。

無彩色は基本的に田である。ただし、「屋」や「倉」などにも彩色はない。茶褐色は南地区では「壟」や「今墾」に用いられている。「壟」は地形的に小高いたかまりを示す土地利用であると指摘されている<sup>(40)</sup>。北地区

では主に畠に用いられ、「畠成田」や「今畠墾田」にも用いられている。白緑は「今墾」や「畠成田」および「今畠墾田」に用いられている。「今墾」と「今畠墾田」では茶褐色の上に白緑が塗られている。また「畠成田」では、無彩色と茶褐色部分にまたがって塗られている。白緑の利用

は変更などを示した表現である<sup>(41)</sup>。茶褐色上に白緑を用いる表現は、以前の土地利用からの変更を明示するためのものであったと考えられる。

赤褐色は「人夫等田」「人夫等家」などに用いられている。人夫は弘福寺領の賃租耕作に従事する耕作者である。人夫に関連する部分は、い



ずれも面積記載が無いことから、弘福寺領内に含まれていなかったと考  
える<sup>(42)</sup>。

ところで、山田郡田図記載の方格線については、従来の研究のなかに、  
条里地割そのものを示しているとするものもあつた。もちろん、方格線  
の位置に、現実の地割が存在した可能性も想定される。しかし、次の点  
を留意しなければならない<sup>(43)</sup>。

まず山田郡田図記載の方格線と土地利用表現との関係である。たとえ  
ば、図には、曲線的に表現された田が方格線をまたがって記載されてい  
る。これは、田が方格線によって区画されていないことを示している。  
このような表現の存在は、図の方格線が、かならずしも条里地割を表現  
していないことを示すものである<sup>(44)</sup>。また、図の方格線は、天平宝字五年  
(七六一)の班田作業時における坪区画と対応している<sup>(45)</sup>。このことは図  
記載の方格線が班田作業にかかわるものであつたことを想定させる。

これらの点をふまえると、図には、班田作業時において現地に設定さ  
れた一町の方格網が表現していると考えることができ。現在まで遺存  
している条里地割の多くは、このような一町の方格網にもとづき、施工  
されたとみるべきである<sup>(46)</sup>。

また、この推定は山田郡田図が天平七年一二月一五日に作成されてい  
たことから裏付けられる。天平七年は班田年に相当する。同年の班田  
は、田令班田条の規定によれば、一〇月一日に班給に必要な帳簿が作  
成され、一月一日から翌年二月末日までの間に班給が終了したことに  
なっている。山田郡田図は、まさに班田作業の最中に弘福寺が作成した  
図であつた。弘福寺は班田作業と密接に関わり寺領内の検注を実施して  
いたと考えられる<sup>(47)</sup>。

以上、讃岐国山田郡弘福寺領の概要についてみてきたが、ここで問題  
になるのは山田郡田図に記載された弘福寺領の性格である。山田郡田図  
の史料としての性格に留意する必要がある。

前述の和銅二年の弘福寺田記は、太政官をはじめとした寺田関係諸官  
省役人の署名がある公的な文書であつた。しかし、一方で、山田郡田図  
は弘福寺僧の署名のみであり、あくまでも弘福寺によって作成された私  
的な図であつた。

それでは、山田郡田図記載の弘福寺領は、国家によってどのように位  
置づけられていた存在なのであろうか。この点は、田記の特徴を抽出す  
ることにつながり、八世紀初頭における国家による弘福寺領の把握の状  
況を考える上で重要である。次章においては、山田郡田図の記載内容の  
検討を中心に、弘福寺領について詳しくみていく。

## ② 山田郡田図に記載された弘福寺領

### 二一、弘福寺領の空間構造

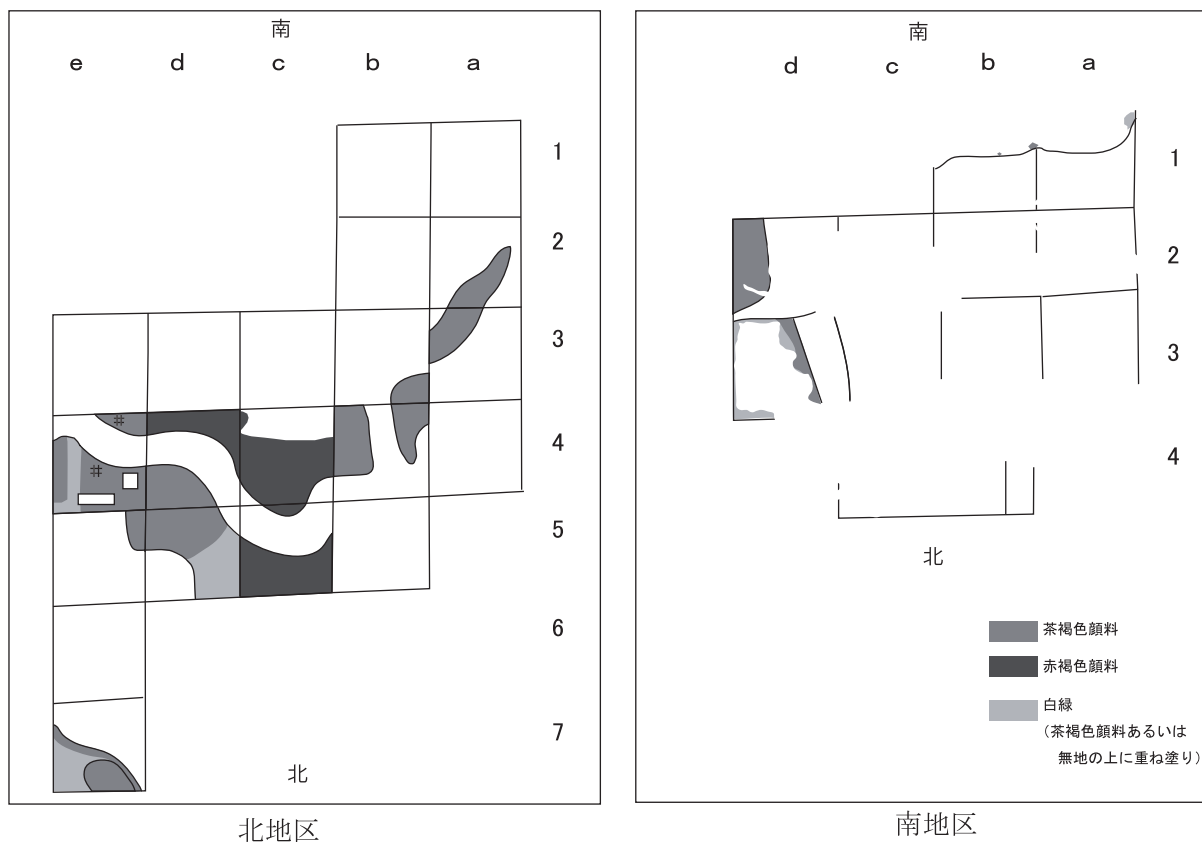
本章では、まず山田郡田図記載の弘福寺領の空間構造を明らかにする  
ことから始める。

すでに前章でふれたように、山田郡田図には彩色や文字によって地目  
や多様な土地利用に関する情報が多く記載されている。さらに図に記載  
された「田」と「畠」に関しては、次に示すいくつかの種類から構成さ  
れている(第3図。地目や土地利用の位置を示すアルファベットと算用  
数字は同図参照)。

「田」は三種類の存在が確認できる。

まず、「津田」などのように「〇〇田」と表記された田である。集計  
の二〇町一〇束代に相当する。弘福寺が田租や直米を収取した寺田であ  
る。田数は和銅二年(七〇九)弘福寺田記載の寺田二〇町とほぼ一致  
する。したがって、これらの田は、すでに和銅二年において開発されて  
いた寺田から構成されていることがわかる。





第3図 讃岐国山田郡田図の彩色概略図

アルファベットと算用数字は位置表記。図作成には註(17)石上英一論文および註(18)東京大学史料編纂所編文献所収写真を参照・利用。

つぎに、「今墾」と表示される田がある。これらは、和銅二年以降、遅くとも天平七年（七三五）までに開発された田である。「今」とあることから、天平七年の直前に開発された可能性がある。図中では欠損箇所が多く、各区画の面積は不明であるが、南地区の集計には「今墾田」八九束代の存在が記載されている。「今墾」には、茶褐色の上に白緑が塗られた記載と無彩色の記載の二つがある。前者は南地区 d3 にみられる。また、欠損があり不明瞭であるものの、a1・b1 にも確認できる<sup>(48)</sup>。南地区には畠はなく、茶褐色は「墾」のみに記載されている。このことから、茶褐色の上に白緑が塗られた「今墾」は、「墾」あるいはそれと同じ微高地を新規に開発した田であると推定できる<sup>(49)</sup>。後者は南地区 a2・b2・c3 にみられる。「墾」などの微高地とは異なる低地部分の非耕作地を新規に開発した田であったと考えられる。

最後に、南地区 b4 に「一」時除百五十」「未給」と記載される部分がある。無彩色部分に記載されていることから、田であることは間違いない。同部分の面積は、和銅二年の二〇町には含まれないことから、和銅二年以降に開発された新規開発田であったと考えられる。「未給」とは、何らかの理由によって国家から寺田として認められなかったことを示している。「一」時については天平七年もしくはその前の天平元年班田であったと推定されている<sup>(50)</sup>。

一方、「畠」は北地区の集計部に「田墾得」「見畠」「三宅之内」「悪不沾」の四種類が確認できる。

このうち「見畠」「三宅之内」「悪不沾」は、図中において茶褐色で表現されている。「見畠」は現作の畠であり、畠一四一三束代のうち六九〇束代を占めている。図中の「見畠」

部分には面積のほかに直米が記載されている。

「三宅之内」は「直不取」と表記されており、弘福寺が直米を取れない畠であった。北地区e 4には「畠九十束代」の下に「三宅」の文字が記載されている。また同区画には「屋」「倉」そして井戸を示す「井」の表記がある。「三宅」は後世の荘所に相当するものであったと考えられる。<sup>(51)</sup>

「悪不沾」は直米が集計部に記載されていない畠である。図をみると、北地区b 4には「畠卅束代直米一斗」の下に「悪」が記載されている。この部分の四〇束のうち二〇束が「悪」であったと考えられる。「悪」は、不耕作の畠あるいは損畠であった可能性がある。

これらの畠に対して「田墾得」は、図中では白緑が用いられ、北地区e 4に「畠成田」、d 5とe 7に「今畠墾田」とある。前述したように白緑は変更を示している。集計では、「畠」に記載されているが、これらは畠であったものが、田へ変更したものであったと考えられる。<sup>(52)</sup>

以上みてきたように、図に記載された「田」と「畠」には性格や開発時期が異なるものが存在している。そこで、これらの整理をふまえて、図に記載された南地区と北地区の土地利用をみていくと、両地区の耕作状況や開発傾向の違いが浮かび上がってくる。

南地区は、田と「墾」を含む未開発地から構成されている。田には、和銅二年にすでに開発されていた寺田と和銅二年から天平七年までの間に耕作された「今墾」をはじめとする新規開発田がある。寺田は、「墾」を含む未開発地に囲まれて立地している。「墾」などは微高地である。

山田郡田図の比定地付近の古地形復原については、高橋学や木下晴一による詳細な研究がある。<sup>(53)</sup> それらによれば、同地域には、香東川谷口を扇頂とする扇状地が形成し、河川の氾濫によって形成された新旧の河道とその間の自然堤防あるいは中州状の微高地が分布していたことが推定される。

したがって、微高地である「墾」などに囲まれた部分は、田河道の低地部分あるいは後背湿地などの低地であったと判断できる。弘福寺は、和銅二年までの間に低地部分を中心に開発していったといえる。ただし、和銅二年までにすべての低地部分が開発されたわけではない。「今墾」などの存在は、弘福寺が和銅二年以降も低地部分の新たな開発を進めていったことを物語っている。また、微高地を示した「墾」と同じ彩色部分に「今墾」が確認できることから、和銅二年以降の開発は、微高地をも対象としたものであったことが確認できる。

このように南地区では、和銅二年から天平七年までの間に田の開発がなされていたことがわかる。しかし、天平七年段階においても、依然として「墾」などが存在しており、すべての土地が田として開発されているわけではなかった。<sup>(54)</sup>

それに対して、北地区は天平七年時点においてすべての土地が利用されており、この点では南地区と明らかに耕作状況が異なる。土地利用は田や畠として「三宅」などである。

田は和銅二年にすでに開発されていたものが多くを占める。それらは南地区同様に低地部分に立地していた。また、畠は田を挟みこむようにして微高地上に立地していた。「三宅」は、畠と連続して記載されていることから、微高地上に点在していたことがわかる。周辺には「人夫家」などが記載されているが、これらも「三宅」同様の立地が想定される。

また、北地区では土地利用の変化が確認できる。「畠成田」「今畠墾田」が示す畠から田への転作である。土地利用の変更は、和銅二年以前にも行われていた。寺田のなかの「畠田」は、和銅二年までの間に微高地部分の畠を水田化したものであると考えられる。

このように、南地区と北地区では耕作状況や開発傾向の違いが確認できる。それではなぜ違いが生じていたのであろうか。このことは弘福寺領における開発拠点の位置を考慮することで理解できる。北地区の「三

宅」そしてその周辺に記載される「人夫家」の存在である。

南地区は、「三宅」などから離れていたために、天平七年において未開発地が依然として残り、また、弘福寺によってそれらの新規開発がなされていった。一方で、北地区は、「三宅」周辺の開発がはやくより進展し、さらに畠から田へと転作がなされたと推定できる。

すでに指摘されているように、「三宅」付近である北地区のc4・d4・e4の田では、田の直米を一町に換算した比率が、平均五斗である他の場所に比べて、それぞれ一五石、九石二斗九升、九石七斗九升と高額を示している。<sup>(65)</sup>このような高額な直米比率も、「三宅」などを拠点とした弘福寺領の経営の存在を裏付ける。

以上、山田郡田図記載の弘福寺領の空間構造についてみてきた。弘福寺領は、北地区の「三宅」などを中心とするまとまりをもった空間構造であったことが確認できる。そして、これらの一部を構成するものとして、和銅二年に存在した寺田も位置づけられる。寺田を含めた田の開発や維持は、田以外の土地利用と密接に関わり、「三宅」などを拠点とした弘福寺の経営のなかでなされていた。

## 二二二、弘福寺領と国家との関係

それでは、山田郡田図記載の弘福寺領はどのような性格であったのであろうか。国家との関係をもとにみていくことにしよう。

このことを考える上で注目されるのは、天平宝字年間（七五七～七六五）に生じた国司による弘福寺田の校出とその返還である。次に示す史料二と史料三は、天平宝字年間の山田郡司牒案と天平宝字七年一月二九日讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文<sup>(57)</sup>である。

### 史料二

山田郡司牒 川原<sup>(寺カ)</sup>「

寺

合田中檢出田一町四段三<sup>(百五十歩)</sup>「

牒去天平宝字五年巡察「

出之田混合如件「

伯姓今依国今月廿二日符旨停止班給為寺田畢

仍注事牒々至准状以牒

天平宝<sup>(字七年カ)</sup>「

「外少初位下

〔秦<sup>(足カ)</sup>〕

主政從八位佐伯

〔<sup>(復)</sup>〔<sup>(兼主政大)</sup>〕〕 上秦公大成

少領從八位上凡直

「<sup>(位)</sup>下秦 公<sup>(位)</sup>麻呂

(後略)

### 史料三

山田郡

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩

、 八条九里卅一池田一段百六十歩

、 十里四池辺田百卅歩

、 九池口田四段九十歩

、 十二里卅下原田五十歩

、 卅一柿本田一段百七十歩

、 卅三圃依田卅歩

、 卅四井門田七十歩

、 十三里十五藪田七十歩

、 九条四里卅六津田三段三十歩

、 五里一長田一段百七十歩

、 七里廿五原田二段七十歩

天平宝字七年十月廿九日

復擬主政大初位秦公「大成」

讃岐国山田郡司牒案は、山田郡司が天平宝字年間における一連の事態を記し弘福寺へ出した牒の写しである。同史料によれば、天平宝字五年に、巡察使によって田一町四段余が校出され、口分田として伯姓（百姓）へ班給されていた。その後、それらは、寺田として返還されたことがわかる。<sup>(58)</sup> 讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文は、巡察使によって校出された田を山田郡司が記し弘福寺へ出した注文である。

それではなぜ、これらの田は寺田として弘福寺へ返還されたのであろうか。すでにふれたように、福尾猛市郎は校出田の位置が山田郡田図の記載範囲内に収まることを指摘している。<sup>(59)</sup> 第4図は、山田郡田図の記載範囲と天平宝字年間における校出田の位置を比較した図である。

これを見ると、校出田の位置は、山田郡田図において寺田以外の地目や土地利用が存在した部分に該当していることがわかる。つまり、天平宝字年間においては、山田郡田図記載範囲のなかで、和銅二年（七〇九）以降に開発された新規開発田が校出され、それらが返還されていたと考えられる。

天平宝字年間において同じく田が校出された後に返還された事例は、越前国東大寺領でも確認できる。越前国の事例をもとに返還の理由についてみていくことにしよう。

天平神護二年（七六六）一〇月二日越前国司解によれば、東大寺は、天平勝宝元年（七四九）四月一日の墾田地許可をうけ越前国において未開発地を占定し、その内部を開墾し墾田（新規開発田）とした。<sup>(60)</sup> しかし、天平宝字四年校出の際に国司らが墾田を公田として登録し、翌年口分田として百姓へ班給した。それに対して、東大寺は、天平神護二年の校出時に「前図券」をもとに天平宝字五年の班田図籍の変更を要求していた。そして最終的には東大寺の主張が採用され、墾田は東大寺へと返還され

ることになった。

ここで注目されるのは、墾田の東大寺への返還に際して、「前図券」が用いられていることである。「前図券」とは、占定した範囲とその内部の開発状況が記載された、東大寺が主体となって作成した図と券文である。これらは、越前国衙へ提出されたのちに国司署名や国印捺印がなされたものであり、占定範囲の領有が国家によって認められていた事実を示すものでもあった。<sup>(62)</sup>

以上のことから、新規開発田が寺へ返還されるためには、占定範囲の領有が国家によって認められていなければならなかった。このことをふまえると、山田郡田図記載の弘福寺領に關しても、国家は弘福寺の領有そのものを認めていたと推定される。

しかし、留意しなければならないのは、寺院による未開発地の占定やその領有が、前述した天平勝宝元年四月一日にいたり始めて許可されていたという点である。<sup>(63)</sup>

それでは、天平勝宝元年以前に国家によって弘福寺の領有が認められていた山田郡田図記載の弘福寺領とは、いかなる性格を有していたのであろうか。注目されるのは、新規開発田である「今墾」における田租の取り扱いである。集計部の「<sup>(直米)</sup>□□并租者丙子年□取」の記載からわかるように、「今墾」では、弘福寺が丙子年（天平八年）に直米と田租を取取できなかった。これは、いかえれば、本来、「今墾」の直米と田租が寺側へ収納される予定であったことを示している。<sup>(64)</sup> 周知のように、天平勝宝元年以降に成立した新規開発田である「墾田」は、国家が租を徴収する輪租田であった。「今墾」は、不輪租である寺田と同等な性格であり、「墾田」とは明らかに異なるものであった。<sup>(65)</sup>

このような「今墾」の存在は、山田郡田図記載の弘福寺領が、寺院墾田地許可以後に成立した「墾田」を含む寺院による土地領有とは異なる性格であったことを示している。



								八条九里	九条四里
			津田 2段338歩 (今墾カ) (非耕地カ)	津田西口田 2段288歩 (今墾カ) (非耕地カ)				池田 1段 160歩	津田 3段40歩
	津田 ? 墾 2段	津田 ? 今墾 ?	津田 ? 今墾 ?	津田 ? 今墾 ?				池辺田 140歩	長田 1段170歩
	津田 3段 今墾? (非耕地カ)	津田 1町	津田 1町					池口田 4段90歩	
		(田カ) (今墾カ)	田 7段 [ ]未給 3段				八条十里		九条五里
南地区					南地区				
			茅田 1町	樋蒔田 1町					
			樋蒔田 1町	造田 9段 畠 1段				八条十二里	九条七里
			畠田 9段 畠 1段	尿田 8段 畠 2段				下原田 50歩	原田 2段70歩
佐布田 1段266歩 畠2段 畠成田1段	佐布田 1段144歩 畠 2段	佐布口田 72歩	佐布田 7段 畠 3段	角道田 1町		井門田 70歩	圃依田 40歩	柿本田 1段 170歩	
畠田 9段288歩 畠 72歩	畠田 2段72歩 畠4段288歩 今畠墾田1段	佐布田 3段	畠田 1町						
柿本田 1町								八条十三里	九条八里
柿本田5段 畠72歩 今畠墾田 2段288歩						藪田 70歩			
北地区					北地区				

第4図 山田郡田図の記載範囲と天平宝字年間の校出田との関係

左：天平七年讃岐山田郡田図記載の田畠など 右：天平宝字七年讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文記載の校出田  
 山田郡田図記載の面積は町段歩へ変換したものを示した。屋・倉および人夫等田畠家は除く。?は面積不明。  
 カッコ内の推定は、註(17) 石上英一論文に拠る。

### ③ 国家による寺領の把握とその展開

前章の検討によって、讃岐国山田郡弘福寺領は、「三宅」を中心としたまとまりをもつ空間構造であり、また国家によって認められていたことを示した。国家による認定は、和銅二年（七〇九）弘福寺田記記載の寺田が山田郡田図記載の弘福寺領の一部を構成していたことなどをふまえると、讃岐国山田郡弘福寺領が成立した当初までさかのぼる可能性が想定される。

そこで問題となるのは和銅二年の弘福寺田記の評価である。同田記は、讃岐国山田郡に存在する弘福寺が領有した寺田の田数のみを記載しているにすぎなかった。

このような田記の存在は、寺院による土地領有に対する、成立期における国家の土地把握の状況を示しているのではないか。すなわち、国家は、和銅二年において、所在国郡と田数のみの把握にとどまっていたと考えられる。<sup>(66)</sup>

和銅六年四月一七日、国家は諸寺の田記に錯誤があることから田記の改正を命じる旨を出している。<sup>(67)</sup> また、同年一〇月八日に、今後、制限を越えた田野に関しては還公するとの旨を出している。<sup>(68)</sup> 両者は一連の政策であり、田記に記載されている以上の諸寺による田野の領有実態に対するものであった。このような政策の実施には、国家が寺院による土地領有を把握できていないという背景があったと考えられる。

注目したいのは、その後国家が寺院の土地領有に対して実施した土地把握の内容である。前述したように、天平七年の山田郡田図は、弘福寺が班田作業と関わり作成した図であった。図には、次のような班田作業の実態が記載されている。

まず、「今墾」の集計にある「<sup>(直米)</sup>□□并租者丙子年<sup>(不)</sup>□取」の記載である。

すでに指摘したように、同部分は、弘福寺が「今墾」からの丙子年（天平八年）分の田租や直米を収取できないことを示している。山田郡田図が班田作業時に作成されていることから、国家は班田作業を通じて、新規開墾田の認定や、それにもなう弘福寺の収取に関する決定を行っていたことが推定される。

さらに、図中に記載された、寺田認定されなかった田を示す「<sup>(時除百五十)</sup>□」未給」の存在である。このような地点毎の寺田認定は、国家が班田作業において所在確認を含めた詳細な土地の調査を実施していたことを示すものである。<sup>(69)</sup>

以上のような班田作業の内容は、和銅六年における国家の土地把握の状況とは明らかに異なっている。これは国家が一町の方格網にもとづく班田作業を通じて寺田を把握していたことを示しているのではないかと考えられる。そして、このように考えると、延暦一三年（七九四）における山田郡田図の利用についても一定の理解が得られる。史料四に示した延暦一三年五月一日大和国弘福寺文書目録<sup>(70)</sup>には、山田郡田図が「讃岐国田白図一卷」と記載されている。

#### 史料四

合検収公文拾式卷 又拾壹枚

〔合〕

、水陸田目録一卷 <sup>(二枚)</sup> 和銅二年

〔踏官印〕

〔<sup>(山背国久世郡田券文)</sup>□<sup>(卷)</sup>〕  
<sup>(不)</sup>□<sup>(枚)</sup> □<sup>(天</sup>□<sup>平)</sup> □<sup>(十</sup>□<sup>五</sup>□<sup>年)</sup>

〔合〕

常修多羅衆田田籍一卷 <sup>(二枚)</sup> 宝龜四年

〔踏僧綱印〕

- 、同田施入書一枚〈天平六年〉
- (中略)
- 〔合〕
- 、讃岐国田白図一卷〈副郡司牒二枚〉
- 〔合〕
- 、大和国高市郡田白図一卷〈延暦六年班田司案〉
- 〔合〕
- 、同郡寺廻田白図二枚、〔合〕
- 、〔一枚延暦十年郡案写〕
- 〔合〕
- 、同国山辺郡田白図一枚
- 〔合〕
- 、美濃国田白図二枚
- 、山背国田白図一枚
- 〔合〕
- 、河内国田白図一枚
- 〔合〕
- 、同国野地白図一枚
- 、別三論供田券文等一卷〈五枚〉
- 、二枚白紙、三枚〈踏国印〉
- 、〔寺縁起財帳一卷〈天平十九年〉〕
- 延暦十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」
- (署名略)
- 検取僧綱使
- 威儀師「常耀」 従儀師「璟仙」
- 従儀師

同目録は、僧綱の寺領調査に際して、弘福寺僧が寺内に保管されている文書や図を記載し僧綱へ提出したものであると指摘されている<sup>(71)</sup>。ここで留意しなければならないのは、山田郡田図を含む「白図」以外のいづれもが官印や僧綱印の捺された文書群であったという点である。

私的な図である山田郡田図の目録への記載は、図記載の寺田の面積や所在が、班田作業を通じて国家によって把握されていた事実を示す目的があったのではないか。図には田以外の地目なども記載されていたにもかかわらず、目録において山田郡田図をあえて「田白図」としたのもそのためである<sup>(72)</sup>。弘福寺は、寺領の成立根拠を示す公的文書と、私的な図であるものの国家による把握事実を示す一町の方格網を記載した「白図」などをもとに、僧綱による寺領調査に臨んだと推定できる<sup>(73)</sup>。

以上、天平七年の山田郡田図をもとに、班田作業時に行われた寺田の所在確認を含む国家の土地把握を示した。このような土地把握は、和銅二年における田の面積のみの把握とは明らかに質的な変化であった。

注目したいのは、こうした国家の土地把握の変化とほぼ同時に、班田図が作成されたことを確認できることである。

天平神護二年(七六六)二月五日伊賀国司解には「天平元年図」の存在が記載されている<sup>(74)</sup>。「天平元年図」は天平神護三年二月一日民部省牒案にも、「天平元年十一年合二歳図」として、天平一年図とともに記載されている<sup>(75)</sup>。

天平元年図については、班田図を天平一四年以降に整備されたとする岸俊男が、天平二〇年や天平勝宝六年(七五三)の国司に無視されていることを重視し、班田図として整備されていなかったと評価している<sup>(76)</sup>。しかし、天平元年図は天平宝字二年(七五八)や天平宝字五年には国司によって用いられており、かならずしも国司に無視された存在ではなかったことを留意しなければならない。

天平元年には班田にあたり口分田などの全面的収公と再班給が企画さ

れていたことが知られる。<sup>(77)</sup>天平元年図は、その際に作成された班田図であったと考えられる。

また、班田図の存在は、天平一〇年前後に成立した公式令文案条古記にも確認できる。そこには「田、謂田図也」とあり、官に保管する対象として「田図」の存在が記載されている。<sup>(78)</sup>「田図」とのみ表記されているが、官に保管される対象であったことをふまえるならば、この図は、班田図を示していることは間違いない。公式令文案条古記の記述は、班田図がこの時期までに土地台帳として位置づけられていたことを示している。

以上のように、史料からは天平期における班田図の存在を確認することができ、国家は、このような班田図をもとに、寺院の土地領有に対して把握を行っていたと考えられる。

国家は、天平一四年以降になると、寺院の土地領有に関して徹底的な所在の把握を実施していったことがわかる。寺田に関しては班田図と条里呼称を用いることでさらなる所在確認を徹底していった。<sup>(79)</sup>班田図と条里呼称成立との関係についてはすでに岸俊男をはじめとして多くの指摘がある。<sup>(80)</sup>天平一五年四月二日山背国久世郡弘福寺田教帳などの寺田籍は、国家が条里呼称を用いて寺田の所在や面積を示した文書であった。前述の天平宝字年間における国家による一連の寺田校出も、条里呼称を用いて実施されたものであった。<sup>(82)</sup>

また国家は、田以外の地目を含んだ寺領についても班田図をもとに把握を行っていた。<sup>(83)</sup>このことは天平一九年の寺院縁起資財帳の存在から確認できる。

寺院縁起資財帳は、天平一九年の年紀をもつ大安寺・法隆寺・元興寺のものも現存している。弘福寺の寺院縁起資財帳については現存していないが、延暦一三年の大和国弘福寺文書目録には「讃岐国白図一卷」のほか別に別筆で「寺縁起財帳一卷（天平十九年）」とあり、天平一九年に作成されていたことが確認できる。

寺院縁起資財帳には、寺の縁起にくわえて財物や成立が古い寺領の記載を確認できる。寺領のなかには、「田」だけではなく、「山」「濱」など様々な地目が記載されている。<sup>(84)</sup>なかでも「地」の存在は注目される。「地」は町などを含んだ語として用いられている。たとえば、大安寺縁起資財帳<sup>(85)</sup>にみえる「合墾田地玖佰参拾貳町」「合請墾田地玖佰玖拾肆町」などの「墾田地」は、未開発地を含む寺領を示したものであった。<sup>(86)</sup>

さらに注目したいのは、「地」の所在を示した四至表記のなかに、班田図との関係をうかがえる表記がみられる点である。大安寺縁起資財帳の「四至 東濱 南加和良社并百姓田 西同田 北濱道之限」「四至 東公田 南岡山 西百姓宅 北三重河之限」などがそれにあたる。「百姓田」や「公田」をはじめとした表記は、班田図の存在を前提とした記載であったと考えられる。<sup>(87)</sup>こうした四至による寺領記載は、すべての寺院縁起資財帳には確認できないが、寺院縁起資財帳作成の背景に班田図の存在があったことを想定させる。

寺院縁起資財帳は、大安寺縁起資財帳などの末尾にみえる記載からもわかるように、勅を奉じた左大臣宣を受けた僧綱が、寺院へ作成・提出を命じたものであった。僧綱は、前掲した延暦一三年（七九四）五月一日大和国弘福寺文書目録の提出先でもあり、寺領の調査を行う機関であった。<sup>(88)</sup>

国家は、田以外の地目を含んだ寺領に関して把握をするために、班田図にもとづいた寺領記載がある寺院縁起資財帳を僧綱へ提出させたと考えられる。<sup>(89)</sup>天平一九年の寺院縁起資財帳の整備は、田記にみられるような寺田のみの把握とは異なり、国家が田以外の地目なども含む寺領全体の把握へと展開していったことを示している。



## おわりに

本稿では、讃岐国山田郡弘福寺領を中心に、八世紀における寺院による土地領有の実態を検討し、それらに対する国家の土地把握の展開について明らかにした。

八世紀初頭の国家は、成立起源の古い寺領に対して、田記を作成し、寺田の把握を行っていた。しかし、それらはあくまでも田数の把握にとどまっていた。その後、班田作業時における一町の方格網による調査や班田図をもとに、田の所在確認を含めた把握を実施していった。天平七年の山田郡田図には、そうした国家の土地把握が変化した実態が記載されていた。

八世紀中頃に入り、国家による寺領の土地把握は、さらに展開していった。寺院縁起資財帳の整備を通じて国家は、それまでの田のみの把握から、班田図をもとにした田だけではなく田以外の地目を含む地、すなわち寺領全体の把握を実施していくことになる。

そして、上記のような土地把握の段階を経て、国家は不輸租である寺田を中心とした寺院の土地領有の画定作業を行っていったと推定される。天平勝宝元年になされる寺院の墾田地領有許可は、そうした画定作業をふまえて、輸租田である墾田を含む寺院の土地領有を許可したものであったと考えることができる。

以上、本稿では、八世紀初頭から中頃にかけて国家が、寺院の土地領有に対して、一町の方格網および班田図にもとづき、田のみの把握から田だけではなく地の把握を行っていったことを示した。このような国家の土地把握の展開は、寺院の土地領有だけにとどまるものではない。八世紀の国家は、段階的に土地を把握し、土地支配を深化させていったのではないかと考える。この点については、国家による「畠」などの地目

の把握や、八世紀後半以降に国家が実施する山野河海に対する一連の政策などの問題も含めて今後の研究課題としたい。

### 〔付記〕

資料調査および現地調査に際しては、出石一雄、片岡一夫、木下晴一、土井孝、宮井三千夫、森岡一雄、山本英之、香川県埋蔵文化財センター、香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館、香川県立図書館、高松市川添出張所、高松市役所、高松市歴史民俗資料館（敬称略・五十音順）をはじめ個人・機関などに大変お世話になった。末筆ながら御礼申し上げる。

なお本稿は、平成二三年（二〇一一）度瀬戸内海文化研究・活動支援助成（財団法人福武学術文化振興財団）を受けたものである。

註

- (1) 竹内理三 a 「奈良朝に於ける寺田に就いて」(『竹内理三著作集』一、角川書店、一九九八年、初出一九三三年)。 b 「莊園不輸性の根源」(『竹内理三著作集』七、角川書店、一九九八年、初出一九五二年)。
- (2) 『大日本古文書』編年二、六二四一六六二頁。
- (3) 水野柳太郎「大安寺伽藍縁起并資財帳」(『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館、一九九三年、初出一九五五年・一九五七年ほか)。
- (4) 『続日本紀』天平一五年五月乙丑条。天平一五年五月二十七日格(『類聚三代格』十五)ほか。
- (5) 石上英一「日本古代における所有の問題」(『律令国家と社会構造』名著刊行会、一九九六年、初出一九八八年)ほか。
- (6) 吉田孝『律令国家と古代社会』岩波書店、一九八三年ほか。
- (7) 石上英一は「初期莊園」も含めて古代日本における莊園を「古代莊園」とする。石上英一「古代莊園と莊園図」(金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代莊園図』東京大学出版会、一九九六年)ほか。
- (8) 鷲森浩幸 a 「日本古代の王家・寺院と所領」塙書房、二〇〇一年。 b 「八世紀の莊園と国家の土地支配」糸里制・古代都市研究一八、二〇〇二年。北村安裕「古代の大土地経営と国家」日本史研究五六七、二〇〇九年ほか。
- (9) 中井一夫「地域研究」『糸里制の諸問題』I、奈良国立文化財研究所、一九八一年。広瀬和雄「畿内の糸里地割」考古学ジャーナル三二〇、一九八九年、山川均「糸里制と村落」歴史評論五三八、一九九五年ほか。
- (10) 班田収授法施行の前提に、糸里地割による国家的開発を想定する説がある。石母田正「日本の古代国家」岩波書店、一九七一年ほか。しかし、国家的開発がかならずしも糸里地割である必要はないとする説が示されている。大町健「古代村落と村落首長」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年)ほか参照。ところで、井上和人は平城京を挟んで展開する糸里地割の里区画が連続するとして、奈良盆地の糸里地割施工を平城京造営以前の七世紀後半頃前後であると推定する。井上和人「糸里制地割施工年代考」(『古代都城制糸里制の実証的研究』学生社、二〇〇四年、初出一九九四年)ほか。しかし、この指摘については十分な考古学的裏付けがなく、七世紀後半の地割施工を実証するものではないとの批判がある。金田章裕「糸里地割の形態と重層性」(『古代景観史の探究』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九五年)ほか。平城京と周辺糸里地割については、近年、発掘された京南辺糸里の問題や後述する一町の方格網との関係を含めて再検討する必要があると考えている。京南辺糸里については山川均・佐藤重聖「下三
- 橋遺跡第二次調査について」都城制研究三(奈良女子大学COEプログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点)、二〇〇九年ほか参照。
- (11) 三河雅弘「班田図と古代莊園図の役割」歴史地理学五二一、二〇一〇年。現地と一町の方格網との関係については同論文参照。
- (12) 「地」の語は史料上「田」と明確に区別される。三河雅弘「古代莊園図の機能」ヒストリア二〇五、二〇〇七年。
- (13) 条文自体は養老田令の規定であるが、大宝令の条文を引用したと考えられる天平一〇年頃成立の古記から、大宝田令においてもほぼ同じ条文が存在していたことがわかる。古記の成立時期については、井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(井上光貞・関見・土田直鎮・青木和夫校注『律令』岩波書店、一九七六年)参照。
- (14) 八世紀中頃における土地関係史料のなかには、一町を越える面積を記載したものもみられる。これは一町の方格網にもとづく土地調査の際に、現実の土地割などを考慮したために生じた現象である可能性など様々な要因が想定される。この点は調査の性格を含めて考えていく必要がある。
- (15) 『大日本古文書』編年七、一三頁。
- (16) このほか田記の存在は観世音寺や西琳寺でも確認される。田記については以下の研究がある。水野柳太郎「寺院縁起の成立」(註(3))水野柳太郎前掲文献収録、初出一九五七年)。松田和見「和銅二年の「水陸田目録」をめぐって」古文书研究二〇、一九八三年。服部一隆「日本古代の「水田」と陸田」千葉史学三二、一九九八年ほか。
- (17) 弘福寺領は、弘福寺創建時から和銅二年までの間に勅施入されて成立したと推定されている。石上英一「山田郡田図の史料学的分析」(『古代莊園史料の基礎的研究』上、塙書房、一九九七年、初出一九九二年・一九九三年)。
- (18) 香川県多和文庫所蔵。東京大学史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』五上、東京大学出版会、二〇〇一年所収。現存図は、少なくとも近世期までは東寺に所蔵され、その後、個人蔵を経て明治期に多和文庫に所蔵されたことが指摘されている。註(17)石上英一前掲論文。
- (19) 現存図については、はやくより写しであるとする説が示されている。近年では、石上英一があらためて言及している。石上は、現存図の記載内容には信憑性があるとした上で、延暦一三年(七九四)五月一日大和国弘福寺文書目録(後掲史料四)において山田郡田図が印の無い「白図」と記載されていることから、私印である「弘福之寺」印が捺されている現存図を原本に忠実な写しであると推定する。また、現存図の作成時期を、「弘福之寺」印の作成時期推定などから、一一世紀後半から一二世紀後半の間に作成されたとしている。註(17)石上英一前掲論文。これに対して吉田敏弘は、上記の推定根拠が「弘福之寺」印の有無を中心とするものであり、作成時期を直接明示する史料が確認できないとし、詳細な描

- 写を施した現存図が後世の写しとすることを疑問としている。吉田敏弘「条里図」(小山靖憲・下坂守・吉田敏弘編『中世荘園絵図大成』河出書房新社、一九九七年)。たしかに、「白図」は中野栄夫が指摘するように印が無い図であったと考えられる。中野栄夫「白紙」について(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年)。しかし、大和国弘福寺文書目録では官印や僧綱印の有無のみが確認されている点を留意しなければならない。山田郡田図は官印や僧綱印が捺されていないために「白図」とされた可能性も否定できないのではない。後述する図の記載内容や性格などをふまえると、現存図が原本そのものである可能性も含めて議論の余地が残されていると考える。
- (20) 虎尾俊哉「班田収授法の実施状況」(『班田収授法の研究』吉川弘文館、一九六二年)ほか。
- (21) 『大日本古文書』編年七、一三頁。包紙外題に「弘福寺領田島流記」と記載されていることが示されている。なお、翻刻は註(17)石上英一前掲論文に拠った。
- (22) 「一」夫十町、「一」在については、後述する福尾猛市郎の検討から、人夫(百姓)の田が一町存在したことを示した記載であることが推定される。福尾猛市郎「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考(『日本史選集』福尾猛市郎先生古稀記念会、一九七九年、初出一九五七年)。
- (23) 註(17)石上英一前掲論文。
- (24) 高重進「讃岐国山田郡弘福寺領田」(『古代・中世の耕地と村落』大明堂、一九七五年、初出一九五四年)。
- (25) 米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」(『広島大学文学部紀要』二、一九五七年)。
- (26) 『大日本古文書』編年五、四六〇―四六一頁。
- (27) 註(22)福尾猛市郎前掲論文。
- (28) 石上英一は、米倉二郎が山田郡田図記載の「壘」の位置に比定した東光寺山(東岡寺山)を、近世絵図・明治期作成地籍図および聞き取り調査などにもとづき、位置誤認であると指摘する。その上で「壘」に比定できる微高地の存在を提示している。註(17)石上英一前掲論文。
- (29) 金田章裕「讃岐国における条里プランの展開」(『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年、初出一九八八年)。なお、通説比定案の北地区では発掘調査が行われている。高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査―弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書―』、一九九二年。b『讃岐国弘福寺領の調査II―第二次弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書―』、一九九九年ほか参照。このほか讃岐国全体の条里復原および条里呼称に関する研究は、長町博「讃岐平野の条里制その一―その四―香川の土地改良一八六・一八七・一八九・一九九、一九七五年・一九七六年。伊藤寿和「讃岐国における条里呼称法の整備過程」歴史地理学一二〇、一九八三年などがある。
- (30) 木下晴一は「田郡□郷船橋□」(山田郡林郷船橋里)の記載を南地区のみに関わる記載と推定する。木下晴一「弘福寺領讃岐国山田郡田図の比定地について」条里制古代都市研究二二、二〇〇七年。
- (31) 香川県教育委員会編『木太本村遺跡―宮川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘報告書―』、一九九八年。
- (32) 註(22)福尾猛市郎前掲論文。
- (33) 石上英一は、現存図の調査をもとに図の詳細な記載内容について示している。註(17)石上英一前掲論文。図の記載内容に関しては、石上の調査成果に多くを拠っている。
- (34) 金田章裕a「弘福寺領讃岐国山田郡田図」(註(29)金田章裕前掲文献収録、初出一九九二年)。b同「弘福寺領讃岐国山田郡田図」(『古代荘園図と景観』東京大学出版会、一九九八年、初出一九九六年)。このほか、近年では、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』積文編一、東京大学出版会、二〇〇七年がある。
- (35) 現在、山田郡田図は軸装である。この装丁は明治以降なされたものである。註(17)石上英一前掲論文。
- (36) 欠損部分における文字は石上英一の調査結果を参照した。註(17)石上英一前掲論文。
- (37) 田令田長条義解には「即於町者、須得五百束也」とある。
- (38) 「束」は、大安寺縁起資財帳などにも確認できる。註(2)前掲史料。
- (39) 図の記載順序は、①方格線と郡界線、②地目の境界、③彩色による描写、④文字記載、⑤「弘福之印」捺印の順である。註(17)石上英一前掲論文。
- (40) 註(34)金田章裕前掲a論文。なお、図中における「壘」の面積表記は、「束代」ではなく「代」で記載される。石上英一は、「壘」において「代」の表記が用いられたのは、「束代」が用いられる田や島と異なり耕地ではなかったためであると指摘する。註(17)石上英一前掲論文。
- (41) 白緑は古代日本において修正などに用いられる。杉本一樹「正倉院の古文書」至文堂、二〇〇三年。
- (42) 鷲森浩幸はこの部分も弘福寺領内であったと想定している。註(8)鷲森浩幸前掲b論文。
- (43) この点はすでに別稿でふれた。註(11)三河雅弘前掲論文。
- (44) 金田章裕は、土地利用表現のなかに方格毎に行われる面積測量をもとになされている箇所を確認できると指摘している。註(34)金田章裕前掲a論文。このほか山田郡田図の方格線については発掘事例との関係から大山真充の検討がある。大山真充「弘福寺領讃岐国山田郡田図の方格線」(佐伯有清先生古記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年)。
- (45) 註(22)福尾猛市郎前掲論文。



- (46) 弘福寺領の比定地付近の条里地割施工に關しては次の整理がある。大山真充「考古学と弘福寺領讀岐国山田郡田図」香川県埋蔵文化財センター研究紀要1、一九九三年。香川県教育委員会ほか編「空港跡地遺跡V」、二〇〇二年。香川県埋蔵文化財センター編「空港跡地遺跡IX」、二〇〇七年ほか。
- (47) ただし、賃租料である直米の算出は、面積へ一定比率で課されたわけではない。一町に換算した直米比率は、地形や耕作条件によって異なっている。弘福寺による独自の調査が実施されていたと考えられる。
- (48) 石上英一は、「今壘」の下の残画を「四」であるとし、「四」以降には一字から二字があり、つづけて「束代」の文字が記載されていたとする。その上で、この部分を「今壘四十束代」であったとする。さらに「四十」は通常「卅」と記載されることから、この部分の記載を後筆であると推定している。註(17) 石上英一前掲論文。また、金田章裕は「今壘」の下の残画を「田」と判断し、「今壘田八十九束代」と推定している。註(34) 金田章裕前掲論文ほか。しかし、写真図版をみるかぎり、同部分は単に「四束代」とみても問題ないのではないかと考へる。
- (49) 石上英一によれば、南地区a1・b1にも同様の彩色が確認できるといふ。註(17) 石上英一前掲論文。
- (50) この部分について石上英一は、前回の検田(天平元年(七二九)班田にともなう検田時に、荒廃などによって田から除外されたと推定している。註(17) 石上英一前掲論文。
- (51) 莊所については小口雅史「莊所の形態と在地支配をめぐる諸問題」(佐藤信・五味文彦編『土地と在地の世界をめぐる』山川出版社、一九九六年)ほか参照。
- (52) 石上英一は「畠成田」を「畠に成った田」と解し、畠が陸田あるいは水田化した「今畠成田」と区別している。註(17) 石上英一前掲論文。同様な指摘は金田章裕もしている。註(34) 金田章裕前掲論文。また鷺森浩幸は、両者を田から畠へ転作したものと推定している。鷺森浩幸「園の立地とその性格」(註(8) 鷺森浩幸前掲論文収録)。しかし、「畠成田」「今畠成田」は、「見畠」とは別に「田壘得」という項目に計上され、畠よりも高額の直米が設定されている。「見畠」などの畠とは明らかに区別された土地利用であった。図中における「畠成田」「今畠成田」の位置は、畠が水田化したものと考えても問題はないと考へる。なお、福尾猛市郎も畠から田への変更と推定している。註(22) 福尾猛市郎前掲論文。
- (53) 高橋学「高松平野の環境復原」(註(29) 高松教育委員会編前掲論文a収録)。  
註(30) 木下晴一前掲論文参照。
- (54) ただし、「壘」は、田や畠以外の土地利用がなされていた可能性も想定される。
- (55) 註(17) 石上英一前掲論文。この点について金田章裕は、高額の直米率である田が小面積であることに注目し、この現象を微地形との関係から次のように説明している。一町の全域や大半に及ぶ田の場合については、微細微地形に規制された多様な条件を含んでいる可能性が高いために、一町平均の直米がほぼ五石程度になっていたとする。一方、小面積の場合には、基本微地形レベルの条件に対応することにくわえて、微細微地形レベルの条件においても恵まれた地点であったために高額になったとする。註(34) 金田章裕前掲論文。
- (56) 「図録東寺百合文書」京都府立総合資料館、一九七〇年所収。端裏書には「讀岐国牒一卷」と記載されている。なお、翻刻は註(17) 石上英一前掲論文に拠った。
- (57) 「大日本古文書」編年五、四六〇―四六一頁。紙面には「山田郡印」が二三個捺されている。なお、翻刻は註(17) 石上英一前掲論文に拠った。
- (58) 「続日本紀」天平宝字四年正月癸未条。天平宝字四年一月二日には、七道の巡察使が任命されており、職務内容が「觀察民俗、便即校田」であったことがわかる。
- (59) 註(22) 福尾猛市郎前掲論文。
- (60) 「大日本古文書」東南院文書、一八六一―二四四頁。
- (61) 「続日本紀」天平勝宝元年四月甲午条。
- (62) 註(10) 三河雅弘前掲論文。現存する天平宝字三年二月三日越前国足羽郡葉置村開田地図は、その際に作成された図の一枚である。東京大学史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』一下、東京大学出版会、一九九六年所収。
- (63) 中林隆之「律令制的土地支配と寺家」日本史研究三七四、一九九三年ほか。未開発地の占定および新規開発田の認定手続きは和銅四年(七一)においてはじめて確認される。和銅四年の詔では、詳細は不明であるものの、王臣家などを対象とする新規開発にともなう未開発地の占定手続きが規定されている。『続日本紀』和銅四年二月丙午条。その後、養老七年(七三三)における壘田(新規開発田)領有の期限などを規定した三世一身法(『続日本紀』養老七年四月辛亥条)や、天平一五年(七四三)には占定や壘田面積の面積などを規定した壘田永年私財法が施行されることになる。しかし、これらはいずれも王臣家や百姓などを対象としたものであった。
- (64) 「今壘」の田租については石上英一や鷺森浩幸が指摘している。註(17) 石上英一前掲論文。鷺森浩幸「八世紀における寺院の所領とその認定」(註(8) 鷺森浩幸前掲論文収録、初出一九九五年)。山田郡田図には和銅二年弘福寺田記載の「貳拾町」よりも一〇束増加した寺田「二十町束」が記載されている。この増加は、あるいは和銅二年以降の新規開発田が寺田に追加されたことを示しているのかもしれない。この点については不明である。
- (65) 寺田については、伊佐治康成「寺田と律令法をめぐる二つの問題」人文科学論集(学習院大学)四、一九九五年ほか参照。
- (66) 弘福寺田記のなかには村名まで記載されたものもみられる。ただし、それらは



いずれも、都が存在した大倭国（大和国）に限られている点は注目される。なお、田記には「陸田」が記載されている。「陸田」は畠であるが「田」と同じ扱いを受けていたものであり、山田郡田図に記載されている畠とは性格が異なる。

(67) 『続日本記』和銅六年二月己酉条。なお、弘福寺開連文書を列記した延暦一三年（七九四）五月一日大和国弘福寺文書目録（後掲史料四）に和銅六年の田記は確認できない。

(68) 『続日本記』和銅六年一〇月戊戌条。

(69) 「畠成田」や「今畠田」は、田として新規に開発されたものであった。しかし、少なくとも山田郡田図が作成された段階において、寺田とは認められていなかった。一方で、「今壑」は、同じく新規開発田であるものの、将来的（天平九年以降）に田租が弘福寺へ収納されることが国家によって認められていた。このような違いは、開発以前の土地利用が関係しているのではないかと考える。「畠成田」や「今畠田」は畠からの転作であり、「今壑」は未開発地を開発した田であった。国家は開発以前の土地利用についても把握していた可能性が想定される。

(70) 『平安遺文』一。端裏書には「弘福寺領田畠流記」とあり、本文には「弘福寺印」四三個捺されていたとされる。なお、翻刻は註(17)石上英一前掲論文に拠った。

(71) 川尻秋生「多度神宮寺資財帳」の作成目的（『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九八年）。

(72) 大和国弘福寺文書目録には「田畠白図」が記載されている。「田畠白図」の記載は、和銅二年の弘福寺田記において「陸田」が確認できる場所に限られる。このほか、河内国の「野地白図一枚」が記載されている。国家による把握された野地を記載したものであったと考えられる。同目録における記載形式を考慮すると、「野地白図」は山田郡田図と同様に弘福寺が作成した検注図であった可能性が想定される。内容は不明である。

(73) 弘福寺が国家の影響のもとに寺田の経営を行っていた背景には、官大寺である弘福寺の性格にくわえて、弘福寺による寺田からの収取確保もあったと考えられる。寺田経営は、図記載の「直米」の存在からもわかるように、直接経営の側ではなく、賃租による経営であった。寺田から得られる収取は「田租」と「直米」であった。寺田以外の耕作地の収取は「直米」のみであった。畠には「直米」のみが記載されている。また、寺田として認定されなかった「今畠田」「畠成田」の収取は、水田であるにもかかわらず、畠と同様に「直米」のみに限られている。弘福寺は、国家による班田作業を通じて、安定的な田租収取を確保する経営を行っていたのではないか。この点は、山田郡田図の性格を考えていく上でも重要な問題である。

(74) 『大日本古文書』東南院文書二、九三一一〇一頁。

(75) 『大日本古文書』東南院文書二、三五七―三六〇頁。天平一一年図の年紀である

天平一一年は班田年ではないが、「十一」はあるいは班田年である天平七年の「七」の誤りである可能性が想定される。山本行彦「国家的土地支配の特質と展開」歴史学研究五七三、一九八七年。

(76) 岸俊男「班田図と条里制」（『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九五九年）。岸は、天平一四年以降の班田図の形態と同年に成立する条里呼称の型式が対応することや、天平一四年班田図のちに永久保存となる四証図の筆頭図となることを重視する。四証図および籍については弘仁一一年（八二〇）一二月二六日太政官符（『類聚三代格』一五）参照。

(77) 『続日本紀』天平元年三月癸丑条。このような班田の実施は口分田が散在していた当時の状況や、王臣家などによる良田集積にともなう口分田の耕作阻害などの問題が関係していたと推定されている。註(20)虎尾俊哉前掲論文。宮本敦「律令制的土地制度―律令田制と班田図―」吉川弘文館、一九九八年、初出一九七三年。また、このような作業の前提には班田図の存在が不可欠であり、班田図の存在を想定させる。

(78) この点については奥野中彦などによってすでに指摘されている。奥野中彦「古代図籍制度論」（『荘園史と荘園絵図』、東京堂出版、二〇一〇年、初出一九九九年）ほか。公式令文案条については鐘江宏之「公式令における「案」の保管について」（池田温編『日中律令制の諸相』、東方書店、二〇〇二年）参照。

(79) 条里呼称の成立について金田章裕は、養老七年の三世一身法および天平一五年の墾田永年私財法施行以降に増加した墾田との関係を想定している。金田章裕「条里プランの完成・定着・崩壊プロセス」（『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、一九八五年、初出一九八〇年および一九八二年）ほか。

(80) 註(76)岸俊男前掲論文ほか。近年では吉田敏弘や伊藤寿和の研究がある。吉田敏弘「田図と条里呼称法」国学院大学大学院紀要三六、二〇〇五年。伊藤寿和「条坊呼称法」と「条里呼称法」の導入・整備過程に関する基礎的研究「日本女子大学紀要六〇、二〇一一年。

(81) 『大日本古文書』編年二、三三五―三三七頁。山背国久世郡弘福寺田數帳は延暦一三年の大和国弘福寺文書目録にも記載されていたと推定されている。なお、同史料については鎌田元一による検討がある。鎌田元一「律令制的土地制度と田籍・田図」（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九九六年）。

(82) 天平宝字年間の寺田校出は、前述の讃岐国や越前国のほかに越中国・伊賀国などでも確認できる。註(75)。校田については、近年、田中禎昭による研究がある。田中禎昭「諸国校田」の展開過程（『野田嶺志編「地域」のなかの古代史』、岩田書院、二〇〇八年）。この時期における国家による条里呼称を用いた田の集中的な把握は一連の動きであったと考える。この点は、条里呼称の機能や、条里呼称と班田図整備との関係などを含めて今後の検討課題としたい。

- (83) 天平一五年の山背国久世郡弘福寺田数帳には、条里呼称とともに記載される四至が記載されている。この四至については、同寺領全貌の問題を含めて検討していく必要があると考える。
- (84) 鷺森浩幸「法隆寺の寺領」(註(8) 鷺森浩幸前掲a文献収録)。
- (85) 註(2)。同史料については註(3) 水野柳太郎前掲論文ほか参照。
- (86) 大安寺縁起資財帳の「合墾田地玖佰参拾貳町」の各寺領内訳をみると、そこには「開田」にくわえて「未開田」の記載がある。
- (87) 班田図には道や水路などの記載があったと考えられる。班田図自体は現存していないが、八世紀中頃から九世紀初頭の班田図を原図とした一三世紀後半頃作成の大和国添下郡京北班田図(東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』三、東京大学出版会、一九八八年所収)などがある。班田図の記載内容や形態については岸俊男などの研究がある。註(76) 岸俊男前掲論文ほか参照。なお、山や海など班田の対象外の場所に関しては、四至と班田図との関係はみられない。それらについては別途検討しなければならない。
- (88) 僧綱が関わった寺領の調査は、このほかにも八世紀中頃に実施されていたことが指摘されている。僧綱と寺領調査については、小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構」『日本古代土地経営関係史料集成』同成社、一九九九年、初出一九八〇年。川尻秋生「多度神宮寺資財帳」の作成目的(註(71) 川尻秋生前掲文献収録、初出一九九八年)ほか参照。なお、僧綱は、八・九世紀において国内の位置づけに変化があった可能性も想定される。僧綱と寺院そして国家との関係についてはさらに検討していく必要があると考える。
- (89) 大安寺縁起資財帳には、寺院縁起資財帳が、寺によって作成された後、僧綱へ出され、署名の記載や僧綱印の押印がなされた上で寺へ返却されたことが記載されている。また、このような経緯を経た寺院縁起資財帳は、証拠文書としての機能を有するものとして位置づけられたことがわかる。寺院縁起資財帳の評価については、単に寺院の財産目録ではなく、国家による寺院の資財の保証という側面があったことが指摘されている。この点については中林隆之「日本古代の寺院資財管理と檀越」(栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』、塙書房、二〇一〇年)参照。

(国立歴史民俗博物館研究支援推進員)  
(二〇一二年一月二一日受付、二〇一二年五月二五日審査終了)

## The Temple's Field Assessed by the Japanese Government in the 8th Century

MIKAWA Masahiro

This report elucidated the actual conditions in the 8th century of the field of a temple established before the 8th century. Furthermore, it was considered how the ancient government assessed field.

Concerning the above issue, studies have been conducted in the past based on the field assessment method of the 8th century following the assumption that *Jori* (system of land subdivision) was implemented, mainly using documents from the mid 8th century. However, it is noted that documents from the mid 8th century indicate only the situations taking place during the mid 8th century. Additionally, recent excavation results show that extensive implementation of *Jori* during the 8th century cannot be assumed; therefore, reevaluation is required regarding the land assessment method.

For this reason, the author of this report has conducted a study of the field belonging to *Gufukuji* Temple in *Yamada-gun* County, *Sanuki-no-Kuni* Province, for which abundant documents from the early to mid 8th century is found. The study was conducted on the basis of the existence of a field assessment method found by the author based on *1-Cho* (This word is units of measuring field) implemented in the area by the government during field investigation and recognition.

The following facts have become clear as a result of the study. The field belonging to *Gufukuji* Temple in *Yamada-gun* County, *Sanuki-no-Kuni* Province in the 8th century consisted of rice fields and other field. In the early 8th century, the government created a field record to assess the area of the rice fields that accounted for the field belonging to the temple. Following that, from the early to mid 8th century, the government performed assessment of the field, including address confirmation, through field investigations and the recognition or creation of the *Handenzu* (Account book of the field) based on *1-Cho* implemented in the area. In the mid 8th century, the government began performing assessment of the field through maintenance of *Jiin-Engi-Sizaicho* (Temple's history and list of assets), which were created in relation to the *Handenzu*. By that time, the government was performing assessment of the rice fields and other field.

As has been described, from the early to mid 8th century, the target of government field assessment was expanded beyond rice fields to include all the field belonging to *Gufukuji* temple. It is assumed that such assessments were performed for arable field belonging to other long-established

---

---

temples. Moreover, it is believed that, by presuming the expansion of field assessment by the government, an understanding can be obtained regarding the government's policies concerning the field of temples after the mid 8th century, which have not been clarified thus far.

Keywords: Ancient Japanese government, Field assessment, Investigation and Recognition, Temple's arable field, Rice field in territory